

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて

改正後	改正前
<p>国自旅第 307 号 平成31年3月29日 国自旅第 61 号 令和 元年7月 9日 国自旅第 52 号 令和 7年6月20日 <u>国自旅第 38 号</u> <u>令和 8年5月29日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（いずれも旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録の有無を問わない。以下同じ。）（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。</p> <p>手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。</p>	<p>国自旅第 307 号 平成31年3月29日 国自旅第 61 号 令和 元年7月 9日 国自旅第 52 号 令和 7年6月20日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（いずれも旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録の有無を問わない。以下同じ。）（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。</p> <p>手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。</p>

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方

(1) ～ (参考) (省略)

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) ～ (2) (省略)

(3) 実費は運賃処理通達別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行業者等に手数料等を支払っている場合は、道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反（以下「運賃違反」という。）に該当する。

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

(省略)

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

(1) ～ (3) (省略)

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方

(1) ～ (参考) (省略)

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) ～ (2) (省略)

(3) 実費は運賃処理通達別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行業者等に手数料等を支払っている場合は、道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反に該当する。

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

(省略)

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

(1) ～ (3) (省略)

(4) 「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて（平成31年3月29日付け国自旅第628号）」に基づく年間契約において手数料等が定められている場合

年間契約における一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の運送収入（以下「年間契約収入」という。）全体に手数料等が課されているものとして、当該事業者が国土交通省に届け出ている下限額を用いて算出した場合の年間契約収入全体に原価報告通達に基づいて報告された安全確保経費（安全コスト額）の原価に占める割合（以下「安全コスト割合」という。）を乗じて当該年間契約に必要な安全コスト額を算定し、当該年間契約収入全体から支払った手数料等を差し引いた結果、当該年間契約に必要な安全コスト額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

5. 実費に対する手数料等の取扱い

(1) 実費に対する手数料等の支払いについては、当該手数料等の内容、支払額の適切性について、客観的に説明ができない場合は運賃違反に該当する。実費に対する手数料等の不適切な取扱いについて、以下のとおり例示する。

- ・ 駐車場代、昼食代などの定期・団体利用による割引等、手数料等の名目で還元する原資が無く、旅客の負担額から手数料等を支払った結果、実費を下回っている場合。
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に定める労働者派遣によるバスガイドを利用する際、旅客の負担額から手数料等を支払った結果、当該バスガイドの派遣元事業主への支払額を下回っている場合。

(2) 実費のうち有料道路代に対する手数料等の支払いについては、運送後に適用される有料道路代に対する大口多頻度割引等の割引制度による割引額を手数料等の名目で取引を行うことは、実費に対して適用される割引額の実質的な還元である一方、割引の適用条件は複雑で一律ではないことが多いことを踏まえると、貸切バス業者が受ける割引を個別の運送にどの程度還元するかについては、貸切バス業者の自主的

(新設)

(新設)

な判断に委ねられるが、当然に手数料等の支払額は有料道路代の割引の適用の範囲に限られる。

(3) 実費のうち自社ガイド代に対する手数料等の支払いについては、自社ガイド代は貸切バス業者の自由な料金設定となっており、貸切バス業者が自社ガイド代として自由に料金設定することと手数料等として自社ガイド代を割引くことに相違はないため、貸切バス業者の自主的な判断に委ねられる。

6. 情報の共有

貸切バス業者に対する指導において運賃の割戻しの対象とすべきか否か適正に判断するため、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して、届出安全コスト額及び安全コスト割合を共有するものとする。

附 則（令和7年6月20日 国自旅第52号）

この通達は、令和7年6月20日から施行する。

附 則（令和8年5月29日 国自旅第38号）

1 この通達は、令和8年9月1日から施行する。

2 この通達の施行前に合意した運送の引受については、運送契約の締結が施行日以降であっても、この通達施行前従前の規定の取扱いとする。

3 施行日前に運送の引受を合意した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書にこの通達の施行日前に引き受けた運送である旨を記載することとする。

5. 情報の共有

貸切バス業者に対する指導において運賃の割戻しの対象とすべきか否か適正に判断するため、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して、届出安全コスト額を共有するものとする。

附 則（令和7年6月20日 国自旅第52号）

この通達は、令和7年6月20日から施行する。